

寒河江市告示第14号

指定緊急避難場所の指定告示

災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第49条の4第1項の規定により、指定緊急避難場所を指定したので、同条第3項の規定により次のとおり告示する。

令和7年3月31日

寒河江市長 齋藤真朗

指定日	施設・場所 名	住所	対象とする異常な現象の種類				想定収容人数
令和7年3月24日	市立図書館	山形県寒河江市 中央1-7-14	洪水	崖崩れ、土石流 及び地滑り	地震	内水 氾濫	170人 (1人/4㎡)